



労働者代表者って何をする人なの？

JR東日本では以下の労使協定等を締結する役割となっています

- ・賃金控除に関する協定 ・フレックスタイム制に関する協定 ・一斉休憩の適用除外に関する協定
- ・時間外及び公休日の労働に関する協定 ・団体添乗業務に伴う労働時間の取扱いに関する協定
- ・就業規則の作成または変更に関する意見聴取 ・安全衛生委員会における委員の推薦
- ・事業所単位の労働者派遣の期間制限に関する意見聴取 ・その他の法令に定めのある必要な手続き

労働条件等、働く私たちに大きく関わる重要なものが含まれています。

選挙を行うようになったのは何故なのか？

労使協定は、労働者と使用者(会社)で結ぶ協定の事です。

労使協定は、事業所に労働者の過半数を占める労働組合(過半数労働組合)がある場合はその労働組合と、過半数労働組合が無い場合は過半数代表者と協定を締結することとなっています。

労働組合の役割は、労働者の意見を吸い上げ、労働条件の維持・向上をしていく事です。

事業所において過半数労働組合がある場合は、その労働組合と協定を結べば大多数の労働者の意見と合致するため問題ないという事になります。過半数労働組合が事業所にない場合は、選挙で過半数の票を獲得した従業員と協定を結べば事業所の大多数の労働者と意見が合致している協定であるということになります。

大多数の労働者の意見を反映させる事が目的の選挙となります。

誰でも労働者代表者になれるの？

監督・管理の地位にある者はなれません。

また、仮に選挙で過半数を獲得したとしても使用者(会社)の意向に基づき選出された者は過半数代表者とはなりません。

監督・管理の地位にある者や使用者(会社)の意向に基づき選出された者が代表者となればコストカットのためにヒドイ内容の協定が結ばれ、労働者保護につながらないのが目に見えているため労働基準法施行規則で規制されています

労働者代表者に相応しいのは誰なのか？

監督・管理の地位にある者はなれない。会社の意向に基づき選出された者もダメ。選挙が行われる以前は過半数労働組合が協定を結んでいて、過半数代表者の役割を労働組合が行っており、それが合理的で相応しいとなっていた。

では、労働者代表者に相応しいのは誰なのか？

そう、職場の労働組合の代表者こそが労働者代表者に相応しいのです。

それでも、あなたは労働者代表者になりたいか？

役得があるわけでもなく、協定の締結や就業規則の変更があるときは会社と協議しなければならず、プライベートの時間を割かなくてはなりません。労働条件の向上を目指すならば労働組合に加入し行動するのが一番です。労働組合に加入せず過半数代表者になる意味はどこにあるのでしょうか？

もし、なれるのであれば、みなさんは労働者代表者になってみたいですか？考えてみてください。

労働者代表者を真剣に考えよう